

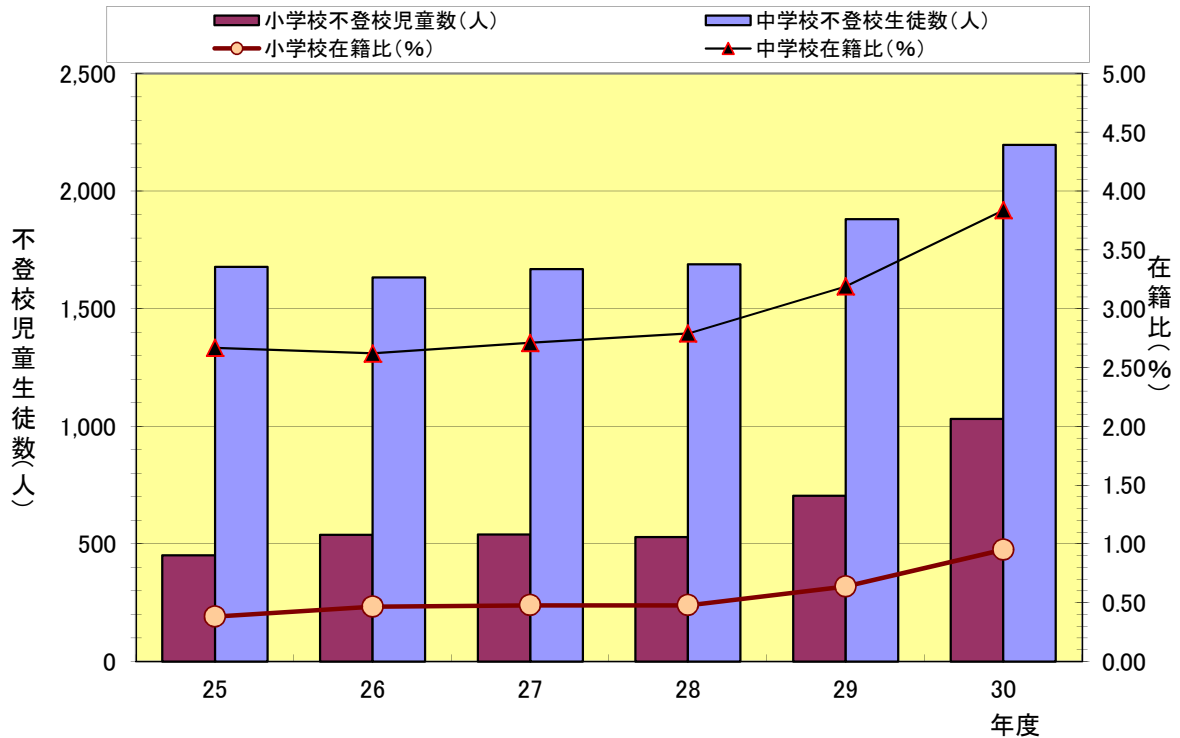
## 平成30年度 不登校の状況について

心の支援課

## 1 不登校児童生徒数及び在籍比の推移

「不登校児童生徒」は人数および在籍比ともに増加

- ・ 小学校は1,032人で、前年度から326人（46%）増加。在籍比は0.95%で、前年度から0.31ポイント増加した。
- ・ 中学校は2,197人で、前年度から316人（17%）増加。在籍比は3.84%で、前年度から0.65ポイント増加した。



年 度		25	26	27	28	29	30
小 学 校	人数(人)	452	540	541	530	706	1,032
	前年度増減(人)	56	88	1	▲11	176	326
	在籍比 県(%)	0.38	0.47	0.48	0.48	0.64	0.95
	在籍比 全国(%)	0.36	0.39	0.42	0.47	0.54	0.70
中 学 校	人数(人)	1,678	1,633	1,668	1,689	1,881	2,197
	前年度増減(人)	28	▲45	35	21	192	316
	在籍比 県(%)	2.67	2.62	2.71	2.79	3.19	3.84
	在籍比 全国(%)	2.69	2.76	2.83	3.01	3.25	3.65
合 計	人数(人)	2,130	2,173	2,209	2,219	2,587	3,229
	前年度増減(人)	84	43	36	10	368	642
	在籍比 県(%)	1.18	1.22	1.26	1.29	1.53	1.95
	在籍比 全国(%)	1.17	1.21	1.26	1.35	1.47	1.69
高 等 学 校	人数(人)	674	664	703	687	648	660
	前年度増減(人)	▲27	▲10	39	▲16	▲39	12
	在籍比 県(%)	1.14	1.12	1.19	1.17	1.11	1.15
	在籍比 全国(%)	1.67	1.59	1.49	1.46	1.51	1.63

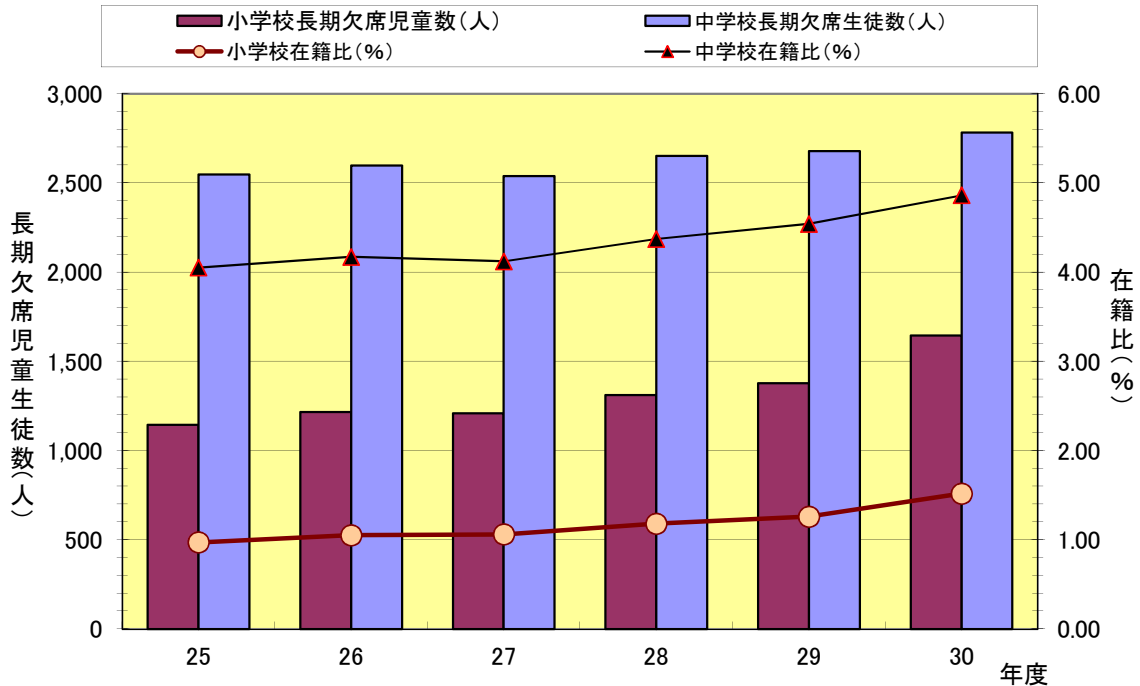
(注) 1 調査名：文部科学省「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

2 調査対象：県内国公私立・小中高等学校674校

## 2 長期欠席(年間30日以上欠席)児童生徒数及び在籍比の推移

「長期欠席の児童生徒」は人数および在籍比ともに増加

- ・小学校1,645人で、前年度から267人(19%)増加。在籍比は1.52%で、前年度から0.26ポイント増加した。
- ・中学校2,783人で、前年度から105人(4%)増加。在籍比は4.86%で、前年度から0.32ポイント増加した。



年 度		25	26	27	28	29	30	
小学校	人数(人)	1,144	1,215	1,208	1,311	1,378	1,645	
	前年度増減(人)	45	71	▲7	103	67	267	
	内 訳	病気			259	275	274	276
		経済的理由			0	0	0	0
		不登校	452	540	541	530	706	1,032
		その他			408	506	398	337
	在籍比	県(%)	0.97	1.05	1.06	1.18	1.26	1.52
		全国(%)	0.83	0.88	0.96	1.03	1.12	1.30
中学校	人数(人)	2,547	2,598	2,539	2,651	2,678	2,783	
	前年度増減(人)	135	51	▲59	112	27	105	
	内 訳	病気			440	429	483	439
		経済的理由			1	0	0	0
		不登校	1,678	1,633	1,668	1,689	1,881	2,197
		その他			430	533	314	147
	在籍比	県(%)	4.05	4.17	4.12	4.37	4.54	4.86
		全国(%)	3.55	3.61	3.79	4.06	4.31	4.76

(注) 1 調査名：文部科学省「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

：長野県調査「長期欠席児童生徒の状況報告書(年間)調査①」

2 調査対象：県内国公私立・小中学校567校

### 3 不登校児童生徒の欠席状況

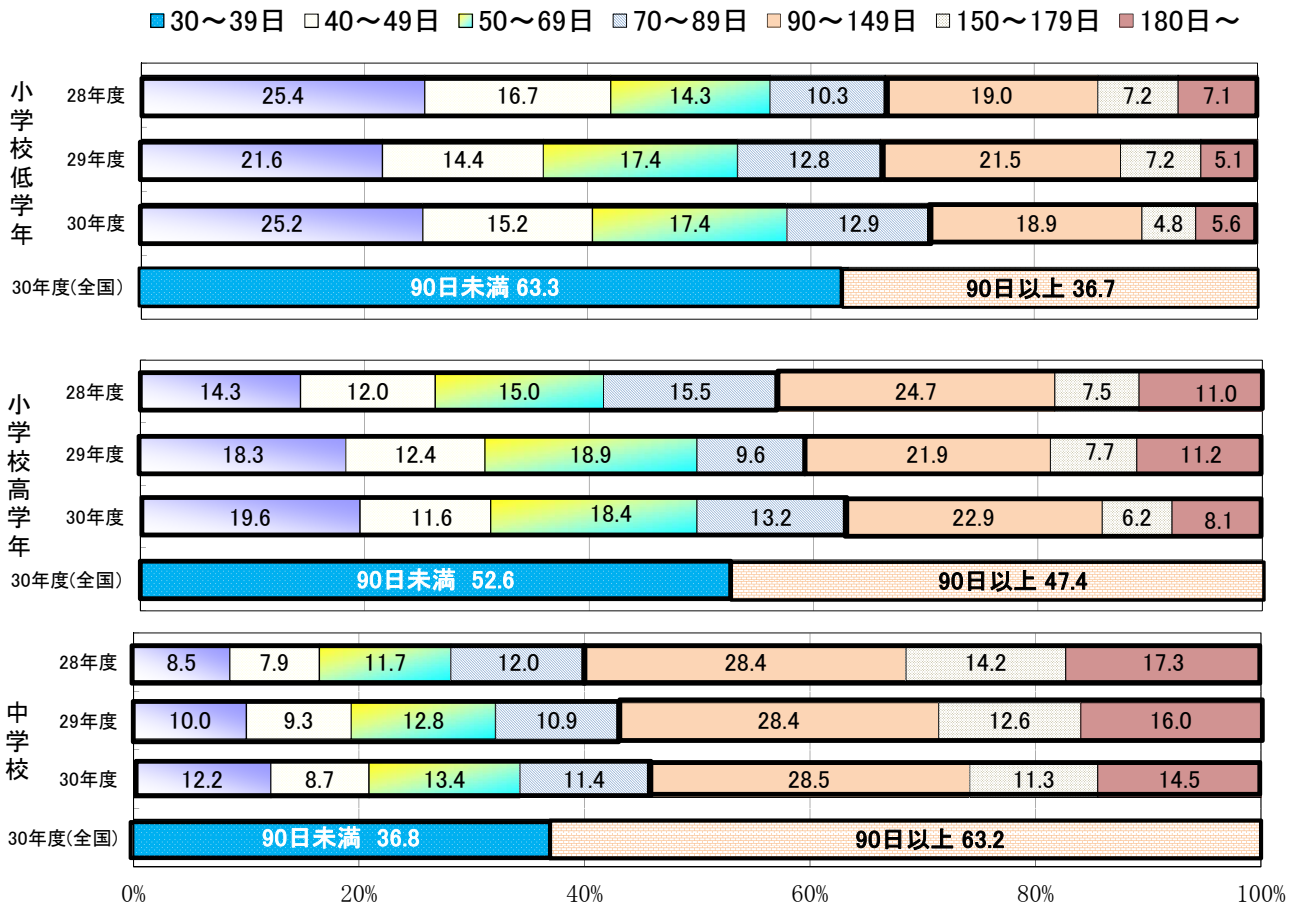
#### (1) 90日以上欠席している不登校児童生徒及び欠席日数別構成比

不登校児童生徒のうち、90日以上欠席している者の割合は、小学校・中学校ともに全国の割合に比べ低い。また、90日以上欠席している者の欠席日数別構成比は、年度を追って減少傾向にある。

		(国公立・小中学校)			
		不登校(D)	A うち、90日以上 欠席している者	B うち、出席日数が 10日以下の者	C うち、出席日数が 0日の者
小学校	県人数(人)	1,032	360	50	19
	県割合(%)		34.9%	4.8%	1.8%
	全国割合(%)		44.7%	7.0%	2.6%
中学校	県人数(人)	2,197	1,194	173	56
	県割合(%)		54.3%	7.9%	2.5%
	全国割合(%)		63.2%	12.9%	4.1%
小中合計	県人数(人)	3,229	1,554	223	75
	県割合(%)		48.1%	6.9%	2.3%
	全国割合(%)		58.2%	11.3%	3.7%

(注) 割合(%)は、不登校(D)に対するA~Cの割合。 [A/D(%)、B/D(%)、C/D(%)]

#### 欠席日数別構成比(平成28年度~30年度 公立)



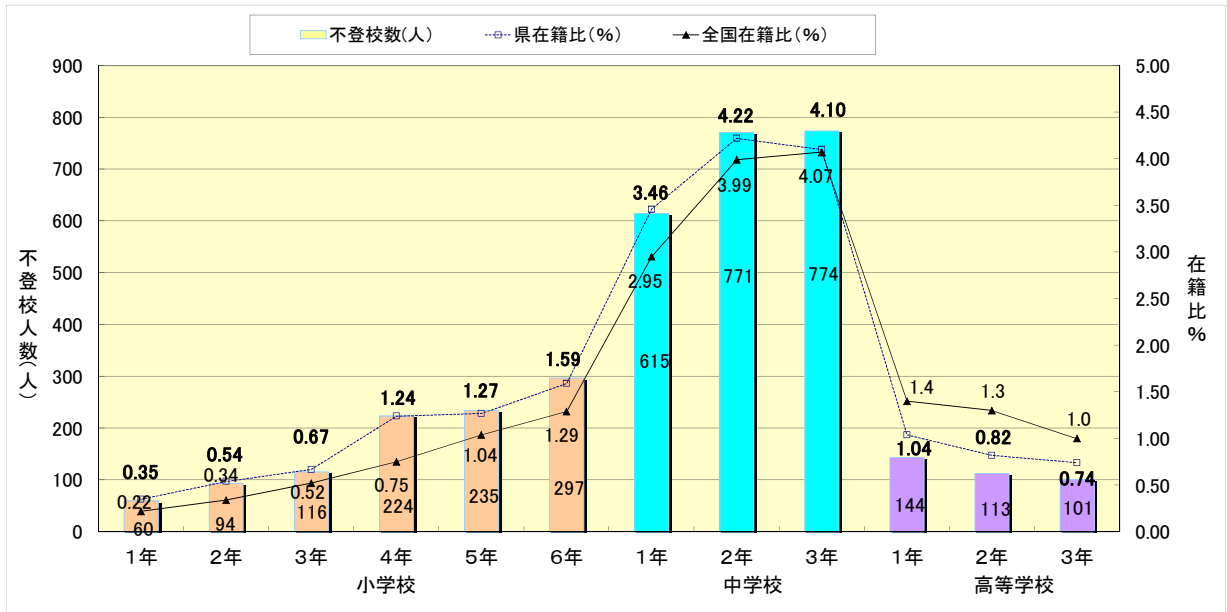
(注) 1 調査名：長野県調査「平成30年度長期欠席児童生徒の状況報告書(年間)調査①」

文部科学省調査「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

2 全国のグラフは国公立を合わせた値

## (2) 校種別学年別不登校児童生徒数と在籍比及び継続・新規不登校児童生徒数（公立）

学年別不登校児童生徒の在籍比は、全国に比べ、特に小学校4年生、中学校1年生で高くなっている。



### 学年別継続・新規不登校児童生徒数

平成30年度	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
学年別不登校児童生徒数	60	94	116	224	235	297	615	771	774
継続不登校児童生徒数	-	35	46	106	113	158	195	423	564
新たな不登校児童生徒数	60	59	70	118	122	139	420	348	210

- (注) 1 調査名:長野県調査「平成30年度長期欠席児童生徒の状況報告書(年間)調査①」、「平成30年度生徒在籍動向等調査」その③  
 2 調査対象:県内公立小中高等学校649校 高等学校の4年生、単位制の人数は除く  
 3 全国に籍比:文部科学省調査「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

## 4 不登校の要因

### (1) 小学校（公立）

小学校の不登校の要因は、全国に比べ、特に「学業の不振」の割合が高い。

学校、家庭に係る要因 本人に係る要因		(分割別)人数 (割合%)	学校に係る状況								家庭に係る状況	左記に該当なし
			いじめ	友人関係の閉鎖	教職員の関与	学業の不振	進路に係る不安	適応活動への参加	学校生活の充実	不登校・学業不振		
本人に係る要因		1026 (100)	11 (1.1)	266 (25.9)	44 (4.3)	288 (28.1)	31 (3.0)	5 (0.5)	17 (1.7)	68 (6.6)	587 (57.2)	108 (10.5)
本人に係る要因	「学校における人間関係」に課題を抱えている	158 (15.4)	7	118	22	25	4	1	4	9	40	4
	「あそび・非行」の傾向がある	5 (0.5)		1		1					4	
	「無気力」の傾向がある	250 (24.4)		24	4	111	8	1	4	9	188	21
	「不安」の傾向がある	451 (44.0)	4	114	13	130	17	3	7	42	234	56
	「その他」	162 (15.8)		9	5	21	2		2	8	121	27
平成29年度分割別人数(人) 割合(%)		703	5 (0.7)	162 (23.0)	30 (4.3)	245 (34.9)	12 (1.7)	1 (0.1)	18 (2.6)	55 (7.8)	430 (61.2)	64 (9.1)
(参考) 全国割合(%)			(0.8)	(21.7)	(4.5)	(15.2)	(1.1)	(0.2)	(2.6)	(4.5)	(55.5)	(13.7)

## (2) 中学校 (公立)

中学校の不登校の要因は、全国に比べ、特に「学業の不振」および「進路に係る不安」の割合が高い。

[単位:人、%]

学校、家庭に係る要因 〔複数回答〕	分割 別人数 (人)	学校に係る状況								家庭に係る状況	左記に該当なし
		いじめ	ぐ友 いる 人間 関係 を除 く	題係 教を め ぐる の間 関	学 業の 不 振	安 進 路に 係る 不	適 部 活 動 への 不 活 動	ク ラ ブ 活 動 の 不 活 動	題等 学 校の め ぐる ま り		
本人に係る要因	2,160 (100)	18 (0.8)	689 (31.9)	66 (3.1)	949 (43.9)	226 (10.5)	75 (3.5)	41 (1.9)	213 (9.9)	796 (36.9)	177 (8.2)
「学校における人間関係」に課題を抱えている	327 (15.1)	5	267	33	89	11	17	11	23	76	7
「あそび・非行」の傾向がある	42 (1.9)		5	2	24			6	2	29	3
「無気力」の傾向がある	711 (32.9)	2	107	10	411	73	21	12	49	332	66
「不安」の傾向がある	887 (41.1)	6	290	18	391	123	35	9	120	247	75
「その他」	193 (8.9)	5	20	3	34	19	2	3	19	112	26
平成29年度分類別人数(人) 割合(%)	1,853	5 (0.3)	556 (30.0)	47 (2.5)	762 (41.1)	167 (9.0)	71 (3.8)	42 (2.3)	181 (9.8)	759 (41.0)	151 (8.1)
(参考) 全国 割合(%)		(0.6)	(30.1)	(2.5)	(24.0)	(5.3)	(2.7)	(3.4)	(7.7)	(30.9)	(13.4)

## (3) 高等学校 (公立)

高等学校の不登校の要因は、全国に比べ、特に「学業の不振」および「進路に係る不安」の割合が高い。

[単位:人、%]

学校、家庭に係る要因 〔複数回答〕	分割 別人数 (人)	学校に係る状況								家庭に係る状況	左記に該当なし
		いじめ	ぐ友 いる 人間 関係 を除 く	題係 教を め ぐる の間 関	学 業の 不 振	安 進 路に 係る 不	適 部 活 動 への 不 活 動	ク ラ ブ 活 動 の 不 活 動	題等 学 校の め ぐる ま り		
本人に係る要因	526 (100)	3 (0.6)	127 (24.1)	15 (2.9)	146 (27.8)	111 (21.1)	18 (3.4)	13 (2.5)	56 (10.6)	102 (19.4)	133 (25.3)
「学校における人間関係」に課題を抱えている	110 (20.9)	3	87	6	15	11	5	5	7	6	5
「あそび・非行」の傾向がある	21 (4.0)		1	1	6	4	1	4	4	10	3
「無気力」の傾向がある	144 (27.4)		14	5	53	24	3	2	15	29	47
「不安」の傾向がある	183 (34.8)		22	3	63	64	9	1	18	48	41
「その他」	68 (12.9)		3		9	8		1	12	9	37
平成29年度分類別人数(人) 割合(%)	506	2 (0.4)	116 (22.9)	5 (1.0)	136 (26.9)	99 (19.6)	20 (4.0)	17 (3.4)	46 (9.1)	108 (21.3)	120 (23.7)
(参考) 全国 割合(%)		(0.4)	(17.5)	(1.2)	(17.9)	(8.9)	(1.7)	(4.1)	(13.6)	(15.3)	(29.0)

[注]1 調査名:長野県調査「平成30年度長期欠席児童生徒の状況報告書(年間)調査①」、「平成30年度生徒在籍動向等調査」その③

2 調査対象:県内公立小中高等学校649校

3「学校、家庭に係る要因(区分)」については複数回答。「本人に係る要因(分類)」で回答した要因の理由として考えられるものを「学校に係る状況」「家庭に係る状況」よりすべて選択。

なお、学校及び家庭に係る状況に当てはまるものがない場合は「左記に該当なし」を選択。

## 5 課題と取組の方向性

総合教育会議（令和元年10月11日開催）

「学校に行きたくない・行くことができない子どもたちへの支援について」をテーマに協議

<現状>

- 不登校児童生徒在籍比率は、一時減少傾向にあったものの、継続的に増加
- フリースクール等民間施設を利用する子どもが増加

<問題意識>

- これまでの不登校対策は何か根本的に違っていたのではないか？
- 学校以外の多様な学びの場への支援が不十分なのではないか？

<今後の方向性> 現状等と問題意識をもとに議論し、以下の方向性で取り組むことを共有

- (1) 科学的知見を活用した取組を含め、学校そのものを変えていく必要がある。
- (2) 子どもたちの社会的自立を目指し、学校以外の多様な学びの場と連携した取組が必要である。

### 本調査の結果

不登校児童生徒数及び在籍比は、前年度に比べ、大幅に増加（小学校：326人、中学校：316人増加）。在籍比は小・中学校ともに全国より高い。

総合教育会議と本調査の結果を踏まえ  
不登校に係る課題解決のための取組を抜本的に見直す。

すべての子どもたちに自分らしく学べる場を保障するためには

学校そのものにかえる

学校以外の学びの場をつくる

### <具体化に向けたプロセス>

月	基本方針策定に向けて	具体的取組の検討	
令元 11月	第1回策定委員会 (課題共有、取組等提案、基本方針案、スケジュール)	○ 共有された課題を踏まえ、既存の取組の見直しと新たな取組の構築	
↓	↔	↓	
12月	第2回策定委員会 (中間取りまとめ案検討)		民間団体・学校関係者等 意見交換会
↓			
3月	第3回策定委員会 (基本方針取りまとめ)		

〔資料〕 市郡別不登校児童生徒数在籍比の推移及び30年度長期欠席者数在籍比

28年度調査までは欠席理由が二つ以上ある（例えば「病気」と「不登校」）者は、長期欠席の区分「その他」に分類したが、29年度調査から、欠席理由が二つ以上ある場合、主な理由を一つ選び、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」（家庭の事情等）のいずれかに分類するよう変更になった。

心の支援課

小学校 市郡別										中学校 市郡別									
番号	年度	不登校						長期欠席		番号	年度	不登校						長期欠席	
		28年度		29年度		30年度		30年度				28年度		29年度		30年度		30年度	
		人数 (人)	在籍比 (%)	人数 (人)	在籍比 (%)	人数 (人)	在籍比 (%)	人数 (人)	在籍比 (%)			人数 (人)	在籍比 (%)	人数 (人)	在籍比 (%)	人数 (人)	在籍比 (%)	人数 (人)	在籍比 (%)
1	小諸市	7	0.31	12	0.54	21	0.98	46	2.14	1	小諸市	44	3.87	53	4.82	56	5.32	68	6.46
2	佐久市	32	0.61	40	0.76	51	0.97	62	1.18	2	佐久市	56	2.07	96	3.61	138	5.33	150	5.79
3	上田市	41	0.49	35	0.43	94	1.16	120	1.48	3	上田市	131	3.01	128	2.99	179	4.26	207	4.92
4	東御市	4	0.25	5	0.31	12	0.75	20	1.25	4	東御市	28	3.19	25	2.94	41	5.06	44	5.43
5	伊那市	10	0.26	14	0.37	26	0.71	53	1.45	5	伊那市	41	1.99	53	2.60	56	2.80	84	4.20
6	駒ヶ根市	2	0.11	4	0.23	13	0.74	20	1.14	6	駒ヶ根市	33	3.25	31	3.19	43	4.51	61	6.40
7	岡谷市	2	0.07	13	0.50	11	0.44	33	1.33	7	岡谷市	9	0.67	37	2.83	45	3.68	68	5.56
8	諏訪市	9	0.35	8	0.31	14	0.55	47	1.86	8	諏訪市	24	1.81	16	1.27	35	2.83	86	6.95
9	茅野市	1	0.03	21	0.70	39	1.31	83	2.78	9	茅野市	8	0.49	59	3.69	53	3.48	68	4.46
10	飯田市	33	0.59	34	0.62	42	0.76	94	1.71	10	飯田市	92	3.05	88	3.02	83	2.97	140	5.01
11	松本市	87	0.68	121	0.96	159	1.27	214	1.71	11	松本市	242	3.95	258	4.34	279	4.76	335	5.72
12	塩尻市	28	0.82	20	0.58	28	0.84	59	1.77	12	塩尻市	57	3.16	45	2.57	81	4.69	93	5.39
13	大町市	7	0.57	12	1.03	14	1.22	28	2.44	13	大町市	29	3.78	44	5.99	31	4.54	41	6.00
14	安曇野市	28	0.55	33	0.66	42	0.84	78	1.57	14	安曇野市	72	2.55	76	2.78	100	3.81	119	4.53
15	長野市	75	0.38	139	0.71	176	0.91	245	1.27	15	長野市	285	2.85	312	3.17	373	3.96	440	4.68
16	須坂市	9	0.33	17	0.63	30	1.11	40	1.48	16	須坂市	42	2.82	40	2.93	42	3.20	53	4.04
17	中野市	6	0.26	12	0.52	20	0.87	35	1.52	17	中野市	42	3.15	41	3.27	57	4.92	63	5.44
18	飯山市	8	0.80	3	0.31	6	0.64	8	0.86	18	飯山市	6	1.05	11	2.05	16	2.91	16	2.91
19	千曲市	16	0.52	17	0.57	20	0.68	24	0.82	19	千曲市	50	2.89	61	3.64	58	3.55	69	4.22
20	南佐久郡	4	0.36	9	0.81	20	1.80	25	2.25	20	南佐久郡	11	2.20	3	0.66	4	0.91	15	3.42
21	北佐久郡	16	0.72	20	0.91	22	1.03	50	2.35	21	北佐久郡	39	3.62	47	4.41	34	3.29	53	5.14
22	小県郡	1	0.20	1	0.21	3	0.65	6	1.29	22	小県郡	2	1.48	(非公表)					
23	上伊那郡	27	0.58	25	0.54	39	0.84	53	1.15	23	上伊那郡	85	3.52	75	3.18	79	3.42	93	4.02
24	諏訪郡	12	0.54	18	0.83	25	1.19	38	1.81	24	諏訪郡	27	2.47	41	3.83	37	3.40	59	5.43
25	下伊那郡	26	0.78	31	0.95	40	1.24	57	1.77	25	下伊那郡	59	3.20	72	3.99	84	4.69	97	5.42
26	東筑摩郡	4	0.38	4	0.38	7	0.68	14	1.37	26	東筑摩郡	3	3.06	4	4.30	4	3.92	4	3.92
27	木曾郡	11	0.93	9	0.78	12	1.08	12	1.08	27	木曾郡	24	3.82	30	4.77	38	6.10	41	6.58
28	北安曇郡	7	0.46	12	0.82	16	1.10	29	1.98	28	北安曇郡	20	2.25	16	1.91	23	2.96	33	4.25
29	埴科郡	1	0.13	3	0.40	4	0.54	6	0.81	29	埴科郡	(非公表)							
30	上高井郡	4	0.39	3	0.31	4	0.40	4	0.40	30	上高井郡	7	1.34	11	2.14	13	2.56	15	2.95
31	下高井郡	1	0.11	2	0.23	6	0.72	12	1.44	31	下高井郡	14	2.64	13	2.66	12	2.55	19	4.03
32	上水内郡	7	0.73	6	0.63	9	0.96	18	1.92	32	上水内郡	17	3.13	12	2.32	17	3.59	24	5.06
33	下水内郡	(非公表)								33	下水内郡	(非公表)							
長野県		530	0.48	706	0.64	1,032	0.95	1,645	1.52	長野県		1,689	2.79	1,881	3.19	2,197	3.84	2,783	4.86
全国在籍比 (%)		0.47	0.54	0.70	1.30	全国在籍比 (%)		3.01	3.25	3.65	4.76								

※調査名：長野県調査「平成30年度長期欠席児童生徒の状況報告書（年間）調査①」  
 ※平成31年4月1日現在の市町村の区割りとする。  
 ※市郡別数値は、組合立学校及び県立中学校、国立・私立を除く。  
 ※長野県数値は、国立・私立を含む。

## 不登校の課題に係る学校・市町村教育委員会への聴き取り調査の結果

心の支援課

## I 調査の趣旨

平成 30 年度における不登校児童生徒数が著しく増加、または減少傾向にある公立小・中学校および市町村教育委員会について、現地訪問による聴き取り調査を行い、要因分析や今後の取組に活かす。

## II 調査対象、内容等

## 1 調査対象

- ・不登校児童生徒数が著しく増加した小学校 6 校 中学校 4 校 (計 10 校)
- ・不登校児童生徒数が減少傾向にある小学校 2 校 中学校 2 校 (計 4 校)
- ・域内の不登校児童生徒数が増加または減少傾向にある 4 市町村教育委員会

## 2 調査内容

- ・不登校児童生徒数が増加 (減少) している要因・背景について
- ・不登校未然防止、初期対応、不登校児童生徒への支援のための学校の対応について

## III 結果

聴き取り調査の結果から、近年の特徴的な内容と考えられる主な増加要因・背景や学校が対応する上で課題と感じていること、不登校が減少傾向にある学校・教育委員会の実践をまとめた。

<不登校児童生徒数が増加した学校・教育委員会>

## 1 主な要因・背景と捉えていること

## (1) 本人に係る要因

- ・子どもの特性に係る不登校の増加

「発達障がいの傾向がある児童生徒に対する適切な支援がなされず、不登校になるケースが多い。」

## (2) 家庭に係る要因

- ・家庭環境の困難さによる不登校の増加

「ひとり親家庭の増加や経済的困難さ等から、保護者の深夜労働→親が不在のため、子どもだけで深夜 (早朝) まで過ごす→朝起きられない→不登校という図式が多い。」

- ・ネット・ゲームに依存する子どもたちの増加

「ネット・ゲームによる昼夜逆転、生活リズムの乱れによる不登校が増加した。また、何らかのきっかけで不登校になった児童生徒がネット・ゲームにはまり、長期化する傾向も非常に強い。」

- ・学校を休むことに対する意識の変化

「“無理して学校に行かなくてもよい” という保護者が非常に多くなってきたように感じる。」

## (3) 学校に係る要因

- ・担任の抱えこみによる対応の遅れ

「友人関係のトラブルで欠席しがちな児童生徒がクラスの中に出始めていたが、担任がひとりで解決しようとし、対応が後手後手に回った。」



## 2 学校が対応する上で課題と感じていること

### (1) 担任ひとりによる指導の限界

「日々の学習指導、学級づくりの中で、特性のある子どもの指導に担任が疲弊感を感じ、同時に該当の子どもも学級に入れなくなってしまった。」

### (2) 支援会議のあり方

「管理職・コーディネーター・担任・関係者等による個別の支援会議を定期的を開催し、支援方針を検討・共有した。本校では年間延べ100回を超える支援会議を開催しているが、状況はなかなか好転していない。」

### (3) 別室における個別対応の増加

「個の状況に応じて、相談室・保健室・職員室・図書館等における学びの場を用意し、教職員も積極的に対応しているが、空き時間を指導の時間に充てざるを得ない状況もある。」

### (4) 「教育機会確保法」の趣旨の浸透と迷い

「学校側にも“無理して登校させなくてもよい”という考えが広がりつつあるが、一方で“学校に戻ってほしい”という願いもあり、教員のジレンマがある。」

## <不登校児童生徒数が減少傾向にある学校・教育委員会>

## 3 学校・教育委員会が実践したこと

### (1) 日常的な指導体制の工夫

「担任との関係が円滑でなくても、他の教職員の誰かが児童との関係を築けばよい」というスタンスで全職員が関わっている。」

「数年前に地域の校長会が不登校支援の在り方を研究し、市教委が派遣する相談員等と日常的に連携する体制を取り入れた。」

### (2) 特別支援教育の充実

「4年前は不登校が多かったが、校長が課題を分析し、特別支援教育に係る研修を2年間継続的に全職員で実施した。その結果、子どもたち一人一人の理解の仕方を学び、個に応じた支援を充実させたことにより、“学校や部活動が楽しい”という子どもたちの声が多くなった。」

### (3) 全校生徒を対象とした取組

「昨年度からスクリーニング会議（＊）の手法を研究し、市内の全中学校で導入・実践した。」

#### ＊ スクリーニング会議

- ・ 全校生徒を対象としたアンケートを活用し、個別の支援が必要な生徒についての情報を共有した上で、役割分担等を短時間で決定
- ・ スクリーニング会議で決定された関係者による支援会議を開催

不登校当事者である子どもたちに対するアンケート調査の結果

心の支援課

1 調査名 「学校生活に関する欠席状況アンケート」

2 調査の趣旨

県内の不登校児童生徒数が6年連続で増加している現状を踏まえ、これまでの学校側の捉えのみによる要因分析だけでなく、子どもたち自身の捉えをアンケートにより把握することを通して、両者の捉え方の違いを認識し、今後の不登校の課題解決のための取組に活かす。

3 対象者

- ・平成30年度に不登校を理由に小、中学校を30日以上欠席した小学生、中学生、高校1年生
- ・不登校児童生徒数の多寡に関係なく、小学校8校、中学校6校、高校3校を抽出
- ・教育支援センター（中間教室）5か所、フリースクール等民間施設3か所を抽出

4 実施期間 令和元年9月～10月

5 結果 全配布数 262人 うち回答数 62人（回収率 23.7%）  
 回答内訳：小学生 24人 中学生 24人 高校1年生 14人

・平成30年度に不登校だった児童生徒自身の捉えは「学校は居心地が悪い」「疲れる。体調が悪くなる」「自分でもよくわからない」「生活のリズム」「学業の不振」の割合が高い。  
 ・項目によっては、学校側の捉えと児童生徒の捉えに大きな差がある。

(R1.10.25 現在)

	【当事者アンケート結果】	【(参考) 問題行動等調査】
・いじめ	16.1%	0.9%
・いじめを除く友人関係	24.2%	30.0%
・教職員との関係	27.4%	3.5%
・学業の不振	30.6%	38.8%
・進路に係る不安	19.4%	8.1%
・クラブ活動・部活動	11.3%	2.5%
・学校のきまり	12.9%	1.8%
・入学、転入、進級	19.4%	8.8%
・家庭に係る状況	9.7%	43.4%
・該当なし	(※自由記述)	8.9%
<b>&lt;その他の項目&gt;</b>		
・生活のリズム〔朝起きられない など〕	32.3%	
・インターネットやゲーム	12.9%	
・学校は居心地が悪い	38.7%	
・学校へ行く意味がわからない	24.2%	
・疲れる。体調が悪くなる	37.1%	
・自分でもよくわからない	33.9%	
<b>&lt;* 自由記述の例&gt;</b>		
・疲労で2週間休んだら行きづらくなった。		
・たくさんの人で疲れる。		
・入院したことにより学校に行きにくくなった。		
・早く寝ても睡眠時間が足りない。		

注1：【(参考) 問題行動等調査】の構成比は、小学校と中学校の合計値

注2：当事者アンケート結果および問題行動等調査の結果は共に複数回答による構成比

## 政策対話（教育委員会・県民文化部）の概要

## 1 テーマ

学校へ行くことが難しい子どもたちへの学びの支援について

## 2 実施概要

## (1) 日時

令和元年8月3日（土）10時～12時

## (2) 場所

県立長野図書館3階 信州・学び創造ラボ

## (3) 参加者

21名（学校関係者、フリースクール関係者、不登校支援団体関係者、子ども支援団体関係者、関心のある一般県民）

県側：教育長、教育次長、心の支援課長

県民文化部長、こども・若者担当部長、次世代サポート課長、  
児童相談・養育支援室長

## 3 寄せられたご意見

区分	意見
不登校に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもたちの状況、家族の状況、社会の状況が変わってきていることを、皆が認識することが必要。</li> <li>○ 不登校児童の休養の必要性、不登校は問題行動ではないということを前面に出し、学校を変えていくことが重要。</li> <li>○ 現場の先生も保護者も学校へ行くことは当然のことだという思いがある。子どもたちに「無理しなくていいよ。」と言えることが大事。</li> <li>○ 本人も保護者も含めて「学校へ行くのが当たり前」という不登校への偏見や差別の目で見える社会環境も問題にして考えていかないといけない。</li> <li>○ 子どもたちの個性を大事にするという考え方を、地域も学校も持っている社会に変えていくことが大事。</li> <li>○ 官民共同で一緒に不登校の心を理解することを学べる仕組みが必要。</li> <li>○ 学校教育の変化も必要だが、多様な価値観で生きられるという社会設計の変化も必要。</li> <li>○ 学校で国連「子どもの権利条約」を皆が学び合えることからスタートして欲しい。</li> <li>○ 不登校は子どものSOS。自立とは自分一人で立つではなく倒れそうな時に支えてくれる人がいること。自信をつけさせることが大事。</li> <li>○ 不登校の実態を長野県独自に調査できないか。</li> </ul>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">子ども・家庭への理解と切れ目のない支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当事者・元当事者たちの声を聴き、不登校となった理由をきちんと把握することがとても大切。</li> <li>○ 学校との関わりで傷つく子どもや保護者がいる。学びの支援の前に、本人と家族の心の理解と、心のケアが必要。</li> <li>○ 不登校や発達特性のある子どもたちを、小中高とつなげてフォローしていく仕組みが弱い。特に高校生の居場所が必要。</li> <li>○ 不登校の子どもたちが、フリースペースや中間教室とつながった時点で、学校との連携をしっかりと取るべき。</li> <li>○ 低年齢からの支援や連続性のある支援をワンストップで受けられる、より身近な相談先の整備がとても大事。</li> <li>○ 不登校の子どもたちがこの社会でどういう生き方ができるのかという将来設計も含めて考えていかなければいけない。</li> <li>○ タブレットの使用でやる気が出た子どもに使用を認めるといった、学校での「合理的な配慮」も必要。</li> <li>○ 「学校に子どもを合わせる」のではなく「ひとりひとりの子どもに合わせる学校づくり」が必要。</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">中間教室のあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校復帰が前提になっている。児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すということに変わって欲しい。</li> <li>○ 中間教室の意識改革、学校との連携や学習の評価ができる仕組みが必要。</li> <li>○ 中間教室は通過施設であり、その子どもに沿った学びの場であるべき。</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">学校以外の学びの場の必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一番問題なのは学校が中心ということ。本来は子どもたちが中心で、子どもたちが学びの場を選択できることではないか。</li> <li>○ 金銭的な問題からフリースクール等に通えない現状について、行政との話し合いの場が必要。</li> <li>○ 多様な生き方の人がいる社会においては、学校だけではない学びの場が増えていくことが大切。</li> <li>○ 学習支援だけが学びの場ではなく、充電をする、時間をかけて子どものエネルギーを蓄えるのも学びの場。</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">高校入試・新しい高校づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護者は、評価がつかないことによる公立高校入試への影響をととても心配している。</li> <li>○ 不登校傾向の生徒や、学校生活に困難を抱える生徒に対して、新しい入試制度でサポートされるということを示して欲しい。</li> <li>○ 学び直し・自分と他人への信頼の回復・社会的自立に必要な技能習得ができる県立高校を創って欲しい。</li> <li>○ さまざまな困難を有する子どもたちに、学費の心配をせずに学び直しの機会を提供することが、公立の学校の義務ではないか。</li> </ul>

# 不登校等の抜本的な対策について

心の支援課  
次世代サポート課

## 1 現状

- 不登校児童生徒在籍比率は、一時減少傾向にあったものの、平成25年度調査より国、県ともに継続的に増加している。
- フリースクール等民間施設に通室する子どもが増加している。

### 問題意識

- これまでの不登校対策は何か**根本的に違っていた**のではないかと
- 学校以外の**多様な学びの場への支援が不十分**なのではないかと

(参考) 民間の調査研究

【子どもの発達科学研究所 和久田 学氏】

- 学校現場に**科学を導入**し、エビデンスに基づいた実践に結び付けることが重要。

【不登校傾向にある子どもの実態調査（日本財団）】

- 中学校に行きたくない理由

・先生とうまくいかない…38.0%

・教職員との関係をめぐる問題…2.2%（文科省）

**子どもから実態調査**（不登校当事者の声）

**これまでの要因分析**（文科省調査等）

要因等のズレ

【「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」】

（平成29年3月文部科学省）

- 教育機会の確保等に関する活動を行う**民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携**の下に行われるようにすること（基本理念より）

## 2 今後の方向性

これまでの取組を抜本的に見直し、新たな対策を推進

- (1) 科学的知見を活用した取組を含め、学校そのものを変えていくことが必要である。
- (2) 子どもたちの社会的自立を目指し、学校以外の多様な学びの場と連携した取組が必要である。

## 3 具体化に向けたプロセス

月	基本方針策定に向けて	具体的取組の検討
令元 11月	<p>第1回策定委員会 (課題共有、事業等提案、基本方針案、スケジュール)</p> <p>民間団体・学校関係者等 意見交換会</p>	<p>○ 共有された課題を踏まえ、既存事業の見直しと新規事業の構築</p>
12月	<p>第2回策定委員会 (中間取りまとめ案検討)</p>	<p>早期に予算化が必要な事業 &lt;2月県議会&gt;</p>
3月	<p>第3回策定委員会 (基本方針取りまとめ)</p>	
令2	<p>○ 基本方針に基づいた取組を推進</p>	<p>・ 新規事業の開始</p>

## 「不登校児童生徒への支援の在り方について」のポイントと主な改正点

長野県教育委員会事務局心の支援課

令和元年 10 月 25 日付の標記文科省通知（元文科初第 698 号）について、ポイントおよび主な改正点をまとめました。

### 1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

#### (1) 支援の視点

- ・ 「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではない。
- ・ 不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある。
- ・ 学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意する。

#### (2) 学校教育の意義・役割

- ・ 不登校となった要因を的確に把握する。
- ・ 社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をする。
- ・ 学校教育になじめない児童生徒には、なじめない要因の解消に努める。
- ・ 本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや I C T を活用した学習支援、フリースクールなど、様々な関係機関等を活用した支援を行う。

#### (3) 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

- ・ 不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う。

#### (4) 家庭への支援

- ・ 不登校の要因・背景によっては、福祉や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行う。
- ・ 保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくる。

### 2 学校等の取組の充実

#### (1) 「児童生徒理解・教育支援シート」を活用した組織的・計画的支援

- ・ 個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握する。
- ・ 児童生徒に合った支援策を、児童生徒や保護者と話し合うなどして策定する。
- ・ これらの情報は関係者間で共有されて初めて支援の効果が期待できる。

#### (2) 不登校が生じないような学校づくり

- ・ 児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指す。
- ・ 児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図る。

#### (3) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実

- ・ 校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整える。
- ・ 不登校の要因や背景を的確に把握するため、学級担任の視点のみならず、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等によるアセスメント(見立て)と支援計

画の立案が必要であり、支援計画を実施するに当たっては、学校、保護者及び関係機関等で支援計画を共有し、組織的・計画的な支援を行う。

- ・ 家庭訪問を行う際は、常にその意図・目的、方法及び成果を検証し適切な家庭訪問を行う。なお、児童生徒の安否が確認できない等の場合は、直ちに適切な対処が必要。
- ・ 不登校児童生徒が学校外の施設において指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握する。学校が把握した当該学習の計画や内容が適切と判断される場合には、評価の結果を児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝える。
- ・ いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、柔軟に学級替えや転校の措置を活用することが考えられる。また、教員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、問題の解決に真剣に取り組むとともに、十分な教育的配慮の上で学級替えを柔軟に認めるとともに、転校の相談に応じることが望まれる。

#### (4) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

- ・ 不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する。
- ・ 義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては（別記1）を参照。
- ・ 高等学校においては、「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」（平成21年3月12日付け文部科学省初等中等教育局長通知）による。
- ・ 不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについては、（別記2）による。
- ・ 不登校児童生徒が民間施設にて相談・指導を受ける際には、「民間施設についてのガイドライン(試案)」（別添3）を参考に、判断する際の見方を設けておくことが望ましい。

#### (5) 中学校等卒業後の支援

- ・ 高等学校入学者選抜について多様化が進む中、高等学校で学ぶ意欲や能力を有する不登校生徒について、これを適切に評価する。
- ・ 国の実施する中学校卒業程度認定試験の活用について、不登校生徒や保護者に対して適切な情報提供を行うことが重要。

### 3 教育委員会の取組の充実

#### (1) 不登校や長期欠席の早期把握と取組

- ・ 教育委員会においては、学校等の不登校への取組に関する意識を更に高めるとともに、学校が家庭や関係機関等と効果的に連携を図り、不登校児童生徒に対する早期の支援を図るための体制の確立を支援することが重要。

#### (2) 学校等の取組を支援するための教育条件等の整備等

- ・ 教職経験に応じた研修、専門的な研修の充実を図り、不登校に関する知識や理解、児童生徒に対する理解、関連する分野の基礎的な知識などを身に付けさせていく。
- ・ 不登校児童生徒が多く在籍する学校については、教員の加配等、効果的かつ計画的な人的配置に努める必要がある。

- ・ 養護教諭の複数配置や保健室、相談室及び学校図書館等の環境整備、情報通信機器の整備等が重要。
- ・ いじめや教員による不適切な言動や指導等が不登校の原因となっている場合には、市区町村教育委員会においては、児童生徒又は保護者等が希望する場合、学校と連携した適切な教育的配慮の下に、就学すべき学校の指定変更や区域外就学を認めるなどといった対応も重要。
- ・ 他の児童生徒を不登校に至らせるような深刻ないじめや暴力行為があった場合は、必要に応じて出席停止措置を講じるなど、き然とした対応の必要がある。

### (3) 教育支援センターの整備充実

- ・ 教育支援センターは、不登校児童生徒への支援の中核となることが期待される。また、未設置地域への教育支援センターの設置又はこれに代わる体制整備が望まれる。
- ・ 「教育支援センター整備指針(試案)」(別添 4)を参考に、地域の実情に応じた指針を作成し、必要な施策を講じていくことが求められる。
- ・ 教育支援センターの設置促進に当たっては、例えば、自治体が施設を設置し、民間の協力の下に運営する公民協営型の設置等も考えられる。
- ・ 教育支援センター等が関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備することが必要。

### (4) 訪問型支援など保護者への支援の充実

- ・ 困難を抱えた家庭に対する訪問型支援を積極的に推進することが重要。

### (5) 民間施設との連携協力のための情報収集・提供等

- ・ 学校、教育支援センター等の公的機関は、民間施設等の取組の自主性や成果を踏まえつつ、より積極的な連携を図っていくことが望ましい。



## 指導要録上の出席扱いに係る主な改正点

【別記 1】義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

(旧：改正前)

### 1 趣旨

不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、学校復帰への懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため…

### 2 出席扱い等の要件

…当該施設への通所又は入所が学校への復帰を前提とし、かつ、不登校児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると判断される場合に校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

(新：改正後)

### 1 趣旨

不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため…

### 2 出席扱い等の要件

…当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【別記 2】不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

### 2 出席扱い等の要件

…その学習活動が、学校への復帰に向けての取組であることを前提とし、かつ、不登校児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合…

### 2 出席扱い等の要件

…その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合…

【別添 4】教育支援センター整備指針（試案）

### 2 設置の目的

センターは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む）を行うことにより、その学校復帰を支援しもって不登校児童生徒の社会的自立に資することを基本とする。

### 2 設置の目的

センターは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む）を行うことにより、その社会的自立に資することを基本とする。